

部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、地方公共団体に対しては「地域の実情に応じ、部落差別に関する相談体制の充実を図るよう努めるものとする。」としていることから、相談実態を把握し体制充実の必要性について検討。

1 部落解放運動団体との意見交換

開催経過

- ・意見交換会を前に、部落解放運動団体 4 団体に対し相談に関する調査実施
- ・令和元年 8 月 29 日 第 1 回意見交換会 出席：3 団体  
                   9 月 19 日 欠席団体との面談
- 11 月 6 日 第 2 回意見交換会 出席：3 団体

2 相談に関する調査結果

(1) 相談対応した件数

年度	合計
30	4
29	3
28	1
27	3
26	5

(2)相談内容

相談内容	合計
1 悪口・噂	0
2 結婚	0
3 就職	2
4 近所づきあい	2
5 職場や職業上のつきあい	2
6 住宅や生活環境	6
7 学歴・教育	1
8 その他	3

3 相談体制の充実に関する意見

専門相談の設置について

- ・窓口を設置し声を拾い上げていくことが大事 2 団体
- ・人権一般の窓口で対応し部落差別に関する相談があれば運動団体で対応 1 団体  
     (ただし、専門相談窓口が設置されれば協力する)
- ・部落差別問題は終わっており専門相談窓口は必要ない 1 団体

4 相談体制の充実に向けた市の考え

市等が設置する専門相談の一つとして部落差別に関する相談窓口を開設する

【理由】

- (1) 法律が施行され相談体制の充実が求められている。
- (2) 件数は少ないが一定の相談実績が確認できたこと。
- (3) 今でも潜在的に悩みを抱える当事者はおり、気軽に相談できる場が必要であること。
- (4) 専門相談に寄せられた相談の内容をもとに、本市における部落差別の実態を把握し、差別解消に向けた取組みにつなげていく。

## 部落差別に関する相談窓口（人権相談）の設置について

### 社会的背景

- 部落差別解消法施行（地方自治体は相談体制の充実に努める）
- 部落差別に起因する相談等は依然として存在
- 気軽に相談できる場所がないという部落出身者の声
- 今後、多重困難者の増加が想定 等々



### 《求められるもの》

- 部落出身者の悩みを聴き、自立をサポートする寄り添い型の相談支援
- 地域や他機関と連携を図り、専門機関へつなぐネットワーク型の相談窓口
- 部落出身者が気軽に相談できるよう配慮

